

【注意】特例を適用するためには、期限内に申告することが要件です。

住宅取得等資金の贈与税の特例

(措法70条の2:非課税) チェックシート(増改築等用)

◇ 各質問に対して「はい」、「いいえ」を○で囲みながらお進みください。

氏名

1 あなたは、「住宅取得等資金の非課税の特例」を初めて受けますか。

※1 平成21年から令和3年までの年分において、「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税の特例」の適用を受けている場合は、原則としてこの非課税制度の適用を受けることはできません。

※2 令和4年分においてこの非課税制度の適用を受けた方で、非課税限度額の残額がある方は「はい」をチェックしてください。

いいえ

はい

2 あなたは、令和5年中に直系尊属(義父母等は含みません。)から住宅取得等のための資金の贈与を受けましたか。

また、令和5年1月1日において18歳以上(平成17年1月2日以前生まれ)ですか。

いいえ

はい

3 あなたは、住宅取得等資金の贈与を受けた時に日本国内にお住まいであって、かつ、日本国籍を有していましたか。

※ 日本国に住所を有し、かつ、日本国籍を有する人でない場合であっても、相続税法第1条の4第1項第1号に掲げる居住無制限納税義務者又は同項第2号に掲げる非居住無制限納税義務者である場合には、「はい」となります。詳しくは最寄りの税務署へお尋ねください。

いいえ

はい

4 あなたは、令和5年分の所得税に係る合計所得金額が2,000万円以下(増改築等した家屋の床面積が40m²以上50m²未満である場合は1,000万円以下)ですか。

いいえ

はい

5 あなたが増改築等した家屋は日本国内にあり、増改築後の家屋の登記簿上の床面積は40m²以上240m²以下であり、かつ、その2分の1以上があなたの居住用となっていますか。

いいえ

(注) 居住の用以外の用に供されている部分も含む家屋全体の床面積(区分所有の場合は専有部分の床面積)で判定します。

はい

6 増改築等の工事は、あなたが所有し、かつ、居住している家屋に対して行ったもので、工事費用の額は100万円以上ですか。また、増改築等の工事費用の2分の1以上が、あなたの居住用部分の工事に充てられていますか。

いいえ

※ あなたの配偶者、一定の親族など特別の関係がある人が、増改築等の工事を請け負っている場合は、この特例の適用を受けることはできません。

はい

7 あなたは、令和6年3月15日までに、住宅取得等資金の全額を住宅用の家屋の増改築等の工事費用(増改築等とともに取得する敷地の対価を含みます。)に充てていますか。

いいえ

※ あなたの配偶者、一定の親族など特別の関係がある人から敷地を取得している場合、その取得の対価に充てられた金額については、この特例の適用を受けることはできません。

はい

8 あなたは、令和6年3月15日までにその家屋に居住しますか。又は令和6年12月末までに居住する見込みですか。

いいえ

はい

特例の適用を受けることができます。

特例の適用を受けることはできません。

《非課税限度額の判定》

住宅用の家屋の種類	省エネ等住宅	省エネ等住宅以外の住宅
非課税限度額	1,000万円	500万円

※ 「省エネ等住宅」とは、省エネ等基準（①断熱等性能等級4以上若しくは一次エネルギー消費量等級4以上であること、②耐震等級2以上若しくは免震建築物であること又は③高齢者等配慮対策等級3以上であることをいう。）に適合する住宅用の家屋であることにつき、下記10のいずれかの証明書により証明がされたものをいいます。

※ 住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は、その計算過程において、増改築等の費用の額から住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額を控除する必要があります。

住宅取得等資金の贈与の特例を受けるための添付書類

- イ 令和6年3月15日までに、居住の用に供している家屋の増改築等をして、居住した人
- ロ 令和6年3月15日までに、居住の用に供している家屋の増改築等をしたが、居住していない人
- ハ 令和6年3月15日までに、居住の用に供している家屋の増改築等が完了していない人

添付書類			
1	○	○	○
2	○	○	○
3	○	○	○
4	○	○	
5	○	○	
6	○	○	
7		○	
8		○	
9		○	

◎省エネ等住宅に該当する場合（証明書などの発行については、国土交通省又は地方整備局にお尋ねください。）

10	○	○	次に掲げるいずれかの書類
			住宅性能証明書
			建設住宅性能評価書の写し
			増改築等工事証明書（増改築等をした家屋が省エネ等住宅であると証明されたものに限ります。）
11		○	増改築等の工事が完了したときは、遅滞なく上記10の書類を所轄税務署長に提出することを約する書類（工事が完了したときは、遅滞なく上記10の書類を所轄税務署長に提出してください。）

(注) 1 非課税の特例を受ける場合は、贈与税の申告書第一表の二の提出も必要です。

2 「住宅取得等資金の非課税の特例」と住宅取得等資金に係る「相続時精算課税選択の特例」の双方を受ける場合に重複する添付書類がある場合には、当該書類を1通提出して下さい。